

Ⅲ 労働条件

1 所定労働時間

週所定労働時間（97年10月現在、所定の休憩時間を除く）について回答を求めた。正職員の週所定労働時間の平均は40時間24分で93年調査の41時間13分よりさらに短くなった（統計表第69表）。また週所定労働時間が40時間以下の者は78.1%と、89年調査の63.1%より大幅に増加している。

勤務場所別の週所定労働時間の平均は「病院」が40時間30分（93年調査41時間23分）、「保健所」39時間18分（同39時間50分）である（統計表第70表）。

2 超過勤務

1997年9月（1か月間）に超過勤務（超過勤務手当がつかなかった時間も含む）をした正職員は79.5%（93年調査81.9%）と93年調査よりわずか

ながら減っている。超過勤務時間は正職員の平均で12時間42分と、93年調査の13時間0分より18分短い（統計表第71表）。民間企業の平成9年10月の月間所定外労働時間（超過勤務時間）は平均10.4時間（93年女子5.3時間、男子14.4時間（労働省「毎月勤労統計調査」平成9年10月））であり、調査回答者の超過勤務時間は民間の平均を上回っている。

勤務場所別に超過勤務平均時間の推移を示したのが（図11）である。超過勤務平均時間が最も長いのは、「看護系教育機関」の25.0時間で、89年、93年を上回っている。「保健所」は10時間54分と全体平均の12時間36分よりも低いが、「看護系教育機関」と同様に89年、93年を上回っている。一方、「病院」の超過勤務平均時間12時間18分は89年、93年と比べて減少傾向を示している。

（表4）は、病院の設置主体別超過勤務時間の

図11 勤務場所別超過勤務時間の平均の推移

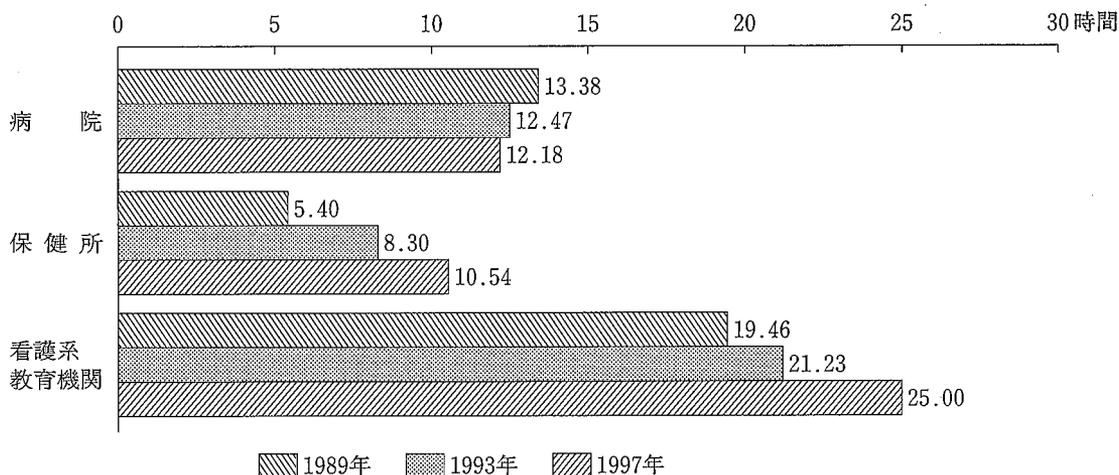


表4 病院の設置主体別超過勤務時間の平均推移

(時間)

	93年調査	97年調査
全 体	12.47	12.18
国 (厚生省)	14.34	13.18
国 (文部省)	20.01	20.06
国 (その他)	13.16	14.24
都 道 府 県	11.43	11.42
市 町 村	12.31	11.00
日 赤	14.52	12.06
厚生連・北海道社会事業協会・国保連合会・済生会	10.23	11.30
厚生団・船員保険会・健保連・国保組合・共済組合・全社連	11.39	10.18
学校法人	13.15	15.36
医療法人・個人	12.03	11.36
会社・公益法人・その他の法人	11.53	12.48
無回答・不明	7.06	10.18

表5 現在の夜勤形態

(%)

	三交代	変則三交代	二交代・変則二交代	当 直	日勤のみ	その他・不明
1993 (3,497)	64.2	7.5	4.8	7.6	7.1	8.8
1997 (2,661)	58.2	6.3	11.8	7.6	7.4	8.7

*病院勤務者・正職員で非管理職。()内は回答者数。

平均時間について93年調査と今回の調査結果とを比べたものである。「国 (その他)」「学校法人」「厚生連・北海道社会事業協会・国保連合会・済生会」「会社・公益法人・その他の法人」以外の設置主体では93年調査と比べて超過勤務時間が短くなっている。

3 夜 勤

(1) 夜勤形態

病院勤務正職員(非管理職)の夜勤形態を示したものが〈表5〉である。93年調査と比べると「三交代」が64.2%から58.2%に下がり、「変則三交代」も7.5%から6.3%に下がっている。一方、「二交代・変則二交代」は4.8%から11.8%に上がっている。

調査回答者の中で子供を持つ者の夜勤形態をみ

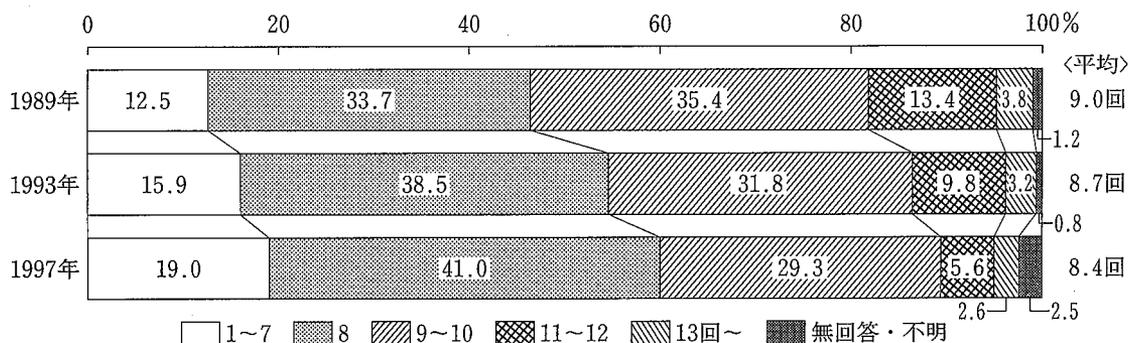
ると、末子の年齢「0～2歳」では、「職場に夜勤はあるが現在は夜勤をしていない」者が25.3% (93年調査24.6%)おり、夜勤の免除や夜勤のない部署への配置転換などの措置を受けていると考えられる。一方で、同じ年齢の子供を持つ者でも「三交代制」39.6% (同47.3%)、「二交代制・変則二交代制」9.3% (同4.6%)、「当直制」11.0% (同13.5%)と夜勤に従事している者も多い。

(2) 夜勤回数

夜勤回数(準夜勤・深夜勤)および夜間看護手当については、97年9月実績について尋ねた。そのうち「三交代制」に従事する非管理職についての夜勤回数を示したものが〈図12〉である。夜勤回数が月8回以内の者は、89年調査46.2%、93年調査54.4%、97年調査60%と徐々に増加している。

病院の設置主体別に見て最も夜勤回数が多いの

図12 夜勤回数（三交代・変則三交代に従事する非管理職の正職員）



が「医療法人・個人」の月平均8.9回（93年調査9.5回）で、最も少ないのが「厚生連・北海道社会事業協会・国保連合会・済生会」の月平均8.0回（同8.7回）である（統計表第83表）。

(3) 夜間看護手当

夜間看護手当の平均額は準夜勤3,467円（93年調査2,932円）、深夜勤4,538円（同3,897円）（統計表第87表、90表）。

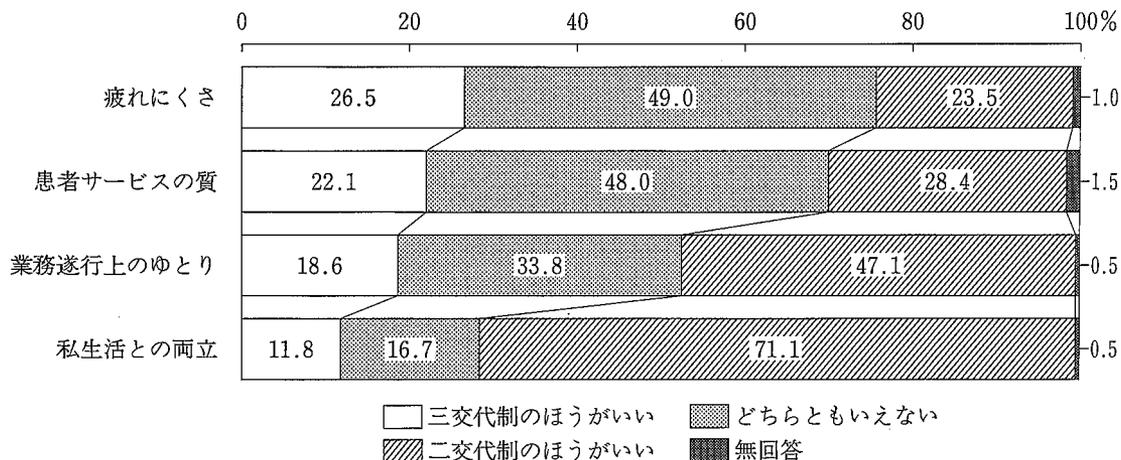
病院の設置主体別にみると準夜勤で夜間看護手当の平均額が最も高いのは「日赤」の4,298円で、

ついて「医療法人・個人」の4,039円である（統計表第87表）。また深夜勤の平均額が最も高いのは「日赤」の6,171円で、ついて「厚生団・船員保険会・健保連・国保組合・共済組合・全社連」の5,618円である（統計表第90表）。

4 二交代制勤務

近年、病院での交代制勤務が多様化し、三交代制からの変更を含めて二交代制をとる病院が急速に増えている。

図13 三交代制と二交代制の比較



*現在二交代制勤務をしており、三交代制勤務の経験がある非管理職の正職員204名の回答

表6 週休形態の推移

(%)

	計	週休 1日	週休 1日半	完全週休 2日	月3回 週休2日	月2回 週休2日	月1回 週休2日	その他
1993年 計 (5,281)	100.0	1.4	6.0	54.4	2.2	28.6	5.9	1.5
1997年 計 (3,892)	100.0	0.8	5.0	62.8	2.1	20.6	2.3	6.3
(再掲) 1993年病院 (4,573)	100.0	1.4	6.2	51.3	2.3	31.2	6.0	1.7
1997年病院 (3,352)	100.0	0.8	5.3	60.1	2.2	22.2	2.6	6.9
民間企業 1993年	100.0	4.8	0.7	51.3	16.5	18.8	7.6	0.3
民間企業 1996年	100.0	2.2	1.0	59.3	15.3	10.6	3.7	0.4

*正職員について集計。週休形態無回答を除く。()内は回答者数

*民間企業の出典：「賃金労働時間制度総合調査(労働省)」

二交代制については賛否がある。たとえば二交代制では夜勤が長時間(12~16時間)に及ぶため、長時間勤務に伴う疲労や、夜勤にあたる看護要員の数が少ない場合(2人以下)の患者サービス低下を懸念する声が聞かれているが、実際に二交代制勤務をすることによって余暇時間が多くなったという意見もある。そこで今回の調査では三交代制勤務の経験があり、現在二交代制勤務をしている者に三交代制勤務との比較で二交代制勤務の感想を求めた。

(1) 二交代制勤務の経験年数

現在、二交代制勤務をしている者について、現

在の職場での二交代制勤務の経験年数は平均2年7か月である。

(2) 三交代制と二交代制の比較

三交代制と二交代制を「疲労感」「私生活との両立のしやすさ」「業務遂行上のゆとり」「患者サービスの質」の4つの点で比較した結果を示したものが〈図13〉である。「疲労感」「患者サービスの質」については「どちらともいえない」という回答が最も多いが、「業務遂行上のゆとり」「私生活との両立」については「二交代制のほうが良い」と答えている比率が高く、特に「私生活との両立」については71.1%が「二交代制のほうが良い」と

表7 病院の設置主体別有給休暇取得率(病院勤務の正職員)

% (人)

	1997	1993
国立(厚生省)	59.8(213)	60.2(371)
国立(文部省)	44.1(109)	50.5(189)
国立(その他)	49.6(39)	53.3(80)
都道府県	48.9(348)	49.8(555)
市町村	43.4(646)	46.5(897)
日赤	41.2(156)	40.1(250)
厚生連・北海道社会事業協会・国保連合会・済生会	42.7(194)	44.6(273)
厚生団・船員保険会・健保連・国保組合・共済組合・全社連	45.0(185)	47.1(285)
学校法人	54.0(166)	56.7(221)
医療法人・個人	52.3(737)	53.9(859)
会社・公益法人・その他の法人	57.6(254)	56.5(365)

*取得率%=取得日数の総和/所定日数の総数×100

* ()内は回答者数

答えている。

5 週休形態

正職員の週休形態の推移を示したものが〈表6〉である。「完全週休2日」の適用を受けている者は62.8%と、93年調査の54.4%と比べて比率が上がっている。これは民間企業の59.3%と比べてもほとんど同率である。

6 年次有給休暇

年次有給休暇については、96年度の実績で尋ねた。設置主体別に、年間の前年度の繰り越し分を除く所定有給休暇日数（これ以降は所定日数という）と、取得した休暇の日数（これ以降は取得日数という）、および取得率を示したのが〈表7〉

である。正職員の所定有給休暇日数は平均19.6日で、93年調査の18.2日より長くなっている。平均取得日数は9.1日で、93年度の9.4日よりやや減少した。取得率も49.9%と、93年調査の51.5%よりやや低下した。

7 介護休暇制度

正職員で介護休暇制度が「ある」と回答している者が41.0%（93年調査26.2%）、「ない」と答えている者が26.7%（93年調査46.7%）と、介護休暇制度の導入が進んだ。

8 給 与

給与については1997年10月の税込み給与総額と基本給与額について尋ねた。業務別・職位別の正

表8 業務別・職位別平均給与月額（正職員）（1997年10月の実績）

	税込給与総額 (円)	基本給与額 (円)	経験年数 (年)	勤続年数 (年)	年 齢 (歳)	回答者数 (人)
保健婦・士	338,047	297,188	14.8	11.7	37.4	281
助産婦	391,955	297,421	14.2	10.2	37.1	137
看護婦・士	362,481	277,890	14.3	10.5	36.3	3225
准看護婦・士	334,575	263,097	20.9	15.0	42.8	490
看護教員	386,496	331,156	18.8	9.3	41.4	162
その他	406,463	320,553	19.8	13.8	43.3	28
非管理職	329,253	256,079	12.2	8.8	34.0	3617
中間管理職	420,597	330,103	22.1	16.6	44.6	3650
管理職	504,176	389,921	29.0	17.0	52.1	4293

表9 「民間給与の実態」(人事院)* にみられる看護婦・士の給与

	平均年齢 (歳)	平均給与月額			
		決まって支給する給与 (A) (円)	うち時間外 手当(B)(円)	(A-B)	
				(円)	うち役付手当 (円)
総婦長	56.3	505,369	5,115	500,254	58,886
看護婦・士長	45.4	415,879	21,033	394,846	20,122
看護婦・士	32.8	320,651	32,406	288,245	0
准看護婦・士	38.5	296,127	29,713	266,414	0

*平成9(1997)年「民間給与の実態」人事院による

図14 年齢別給与総額（業務別）（1997年10月の実績）

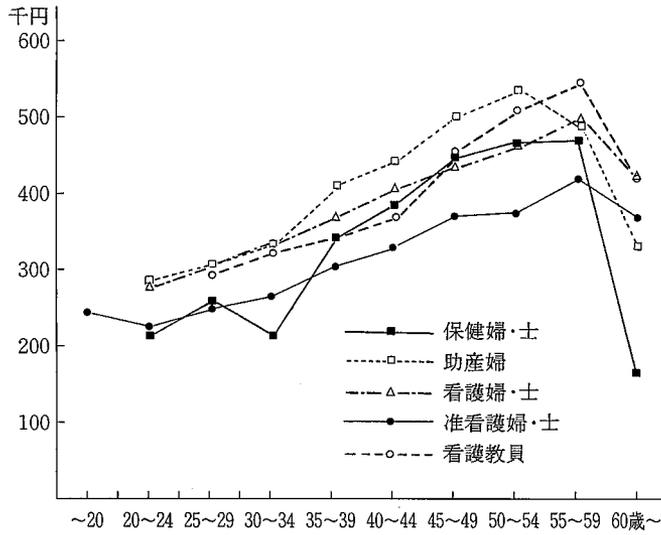
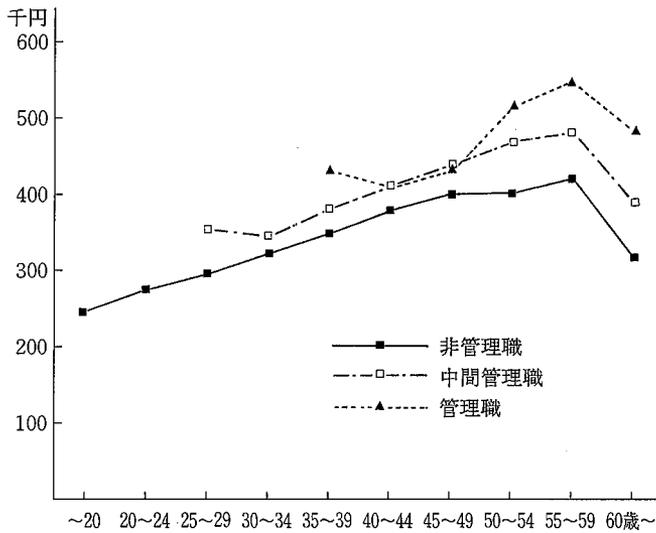


図15 年齢別給与総額（職位別）（1997年10月の実績）



職員の給与総額、基本給与額、経験年数、勤続年数、年齢の各平均および回答者数を示したものが〈表8〉である。

また会員の給与レベルを比較するために「民間給与の実態」（人事院、平成9〔1997〕年）より、

看護関係の給与を示したものが〈表9〉である。

業務別・職位別（正職員）に年齢ごとの給与総額を示したものが〈図14、図15〉である。病院勤務者について設置主体別にみると、最も給与総額が高いのは「国立（その他）」の414,227円である

〈統計表第115表〉。なお、〈統計表第126～128表〉に現在パートタイム・アルバイト勤務をしている者の時給の分布と平均、勤務年数の平均、勤続年数、回答者数を示してある。

9 産前産後の母性保護措置

1994年12月以降に仕事を続けながら妊娠・出産を経験した者に産前・産後実際に受けた母性保護措置および産後にとった休暇の総週数について尋

ねた。なお該当者は、335名（調査回答者〈女性〉の7.4%）である。

(1) 産前の母性保護措置

正職員の産前の母性保護措置について93年調査と比較したものが〈表10〉である。今回の調査の結果を93年調査と比較すると、「夜勤・当直免除」は減っているが、「その他の措置」は増えている。

(2) 産後の措置

正職員の産後の母性保護措置について93年調査

表10 産前の母性保護措置の比較〈複数回答〉(正職員・女性・出産経験者)

		計	夜勤・当直免除	夜勤・当直回数減	超過勤務免除	時差通勤	つわり休暇	通院休暇	配置転換	その他の措置	特に措置は受けなかった
全体	1993	483	49.7%	16.1%	2.7%	4.1%	3.1%	11.0%	4.8%	2.9%	33.7%
	1997	257	38.5%	20.6%	4.3%	5.1%	1.9%	4.3%	4.7%	5.4%	31.9%
病院	1993	402	57.2%	19.2%	2.2%	2.0%	2.7%	5.5%	5.7%	2.7%	31.1%
	1997	215	44.2%	22.8%	2.3%	2.8%	0.5%	4.7%	5.1%	5.1%	30.7%

表11 産後の母性保護措置の比較〈複数回答〉(正職員・女性・出産経験者)

		計	夜勤・当直免除	夜勤・当直回数減	超過勤務免除	育児時間	育児休業・休暇	勤務時間短縮	出退時間帯の配慮	乳児検診休暇	病児看護休暇	配置転換	その他の措置	特に措置は受けなかった
全体	1993	466	50.0%	4.7%	2.4%	33.7%	56.9%	5.4%	5.2%	1.3%	0.6%	4.5%	3.4%	6.0%
	1997	257	33.1%	6.6%	4.7%	36.2%	48.2%	7.0%	3.9%	3.5%	1.6%	8.9%	1.6%	15.2%
病院	1993	389	56.6%	5.7%	2.1%	27.8%	58.9%	5.7%	5.7%	1.0%	0.8%	5.4%	3.9%	5.1%
	1997	213	38.0%	7.0%	4.2%	37.1%	46.5%	7.0%	4.2%	1.9%	0.5%	9.9%	1.4%	15.5%

表12 産後休暇の取得状況 (正職員・女性・出産経験者)

内 訳	1993年 (382)	1997年 (295)
産後休暇として	8.0週	8.0週
育児休暇(業)として	14.5	20.1
その他	0.6	0.4
計	23.1	28.5

※ () 内回答者数

と比較したのが〈表11〉である。産前の母性保護措置と同様、今回の調査結果では93年調査よりも母性保護措置を受けたと回答している者の比率が低い。特徴的なのは、「特に措置は受けなかった」と回答している比率が全体で6.2%から11.6%に上がっている点である。

(3) 産後休暇

産後休暇の取得状況を示したものが〈表12〉で

ある。産後に実際にとった休暇(週)は、8.0週である。産後休暇の女性労働者一般平均は58.7日(8.4週)である(労働省「平成9年度女性労働者管理基本調査」)ことから、会員のほうがわずかながら産後休暇の取得週数が少ない。しかし育児休暇(業)は93年調査と比べて5.6週伸びている。